

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	平成30年度 (第1回) 入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年5月15日 (火) 午後2時00分開会・午後2時30分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員 (者) 氏名	1号委員 齋藤大治、花島綾、晝間達夫 (会長代理) 2号委員 粕谷光由、澤田壽一、瀧仁孝、寺師良樹、宮城公子 3号委員 臼井秀、永田雅良、星野英一、松下庄一 (会長) 椛島隆富 4号委員 寺山守夫、松川知道
欠席委員 (者) 氏名	1号委員 齊藤めぐみ、中沢茂樹 4号委員 清尾修
説明者の職氏名	議事 (1) 入間市国民健康保険税の税率改定について 坂本主幹 その他 (1) 報告事項 ① 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決 処分について 坂本主幹 (2) 事務連絡 次回会議予定について 坂田主幹
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録 (2)」のとおり (公開)
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	0人
配 布 資 料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市 長 田中龍夫 健康推進部長 晝間昭彦 健康推進部次長 田代清治 国保医療課長 村田雄一 国保医療課主幹 坂田誠、坂本満 国保医療課副主幹 須田香織、田島由美子 収 税 課 長 豊泉兼一 収 税 課 主 幹 文字山繁夫 債権回収対策室長 岩崎聡 健康管理課長 石原健二

	地 域 保 健 課 長 須 田 美 菜 子
会 議 録 作 成 方 法	要 点 記 録

## 会 議 録 ( 2 )

### 議事の概要 (経過) ・ 決定事項

- 1 委嘱状交付 (田中市長)
- 2 開会 (司会)
- 3 会長あいさつ (松下会長)
- 4 市長あいさつ (田中市長)  
(職員自己紹介)
- 5 議事 (議長 : 会長)
  - (1) 入間市国民健康保険税の税率改定について (事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承)
- 6 その他
  - (1) 報告事項
    - ① 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
  - (2) 事務連絡  
次回会議予定について
- 7 閉会 (晝間会長代理)

会議録(3)

発言者	発言内容
<p>市長 事務局 市長 市長 事務局 市長</p>	<p>委嘱状交付（省略） 開会（省略） 会長あいさつ（省略） 市長あいさつ（省略） 職員自己紹介 本日の出席委員は15名です。欠席は齊藤めぐみ委員、中沢委員、清尾委員の3名です。よって、定足数に達しておりますので、会議を開催いたします。本日の会議の議事録署名委員は、1号委員から晝間委員、3号委員から星野委員を指名します。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議事に入ります。議題1、入間市国民健康保険税の税率改定について事務局より説明願います。 入間市国民健康保険税の税率改定について、説明いたします。資料につきましては、資料1の両面刷りと参考のA3版となります。 資料1をご覧ください。 始めに、1これまでの流れについてご説明いたします。 平成26年9月に協議会から税率改定に関する答申をいただきました。概要につきまして簡潔に申し上げますと、①法定外繰入金を10億円減額する、②激変緩和措置として5年間で3回に分けて改定する、③税率改定の時期は社会情勢の変化を的確に捉え柔軟に対応する、となっております。 これを受けまして、平成27年度に第1回目の税率改定を実施し、平成30年度に第2回目の税率改定を実施したところです。 次に、2今後の改定に向けてについてご説明いたします。 まず、平成30年度税率改定までの答申に対する検証についてですが、税率改定を平成27・30年度の2回実施した結果、平成30年度の財政推計における法定外繰入金の額が約4億円となります。 A3の「参考」の表をご覧ください。この表は、平成24年度決算、平成29年度決算見込と平成30年度当初予算、現時点の推計の表となります。歳入の中段の網掛け部分の法定外繰入金の欄をご覧ください。24年度決算欄の法定外繰入金の額が約13億5千万円でしたが、30年度（推計）欄の法定外繰入金の額は約4億円となる推計となっております。 資料1に戻りまして、推計の表のとおりあくまでも単年度の財政推計ではあるものの、答申による法定外繰入金の減額目標額である10億円に近い金額の減額効果が見込まれることとなります。 ただし、効果額については、平成27年度改定において、改定時には5億円の効果があったものの被保険者数の減少等により、その効果が薄れることも考えられます。 また、平成30年度からは、国保制度そのものが大幅に改革され、これまでの制度とは大きく変わっております。 一方、答申における税率改定については、これまでの制度における税率改定となっており、国保広域化の視点は含まれていません。 したがって、答申に基づく「法定外繰入金の減額＝税負担の公平性」</p>

<p>会 長</p>	<p>については、平成30年度の2回目の税率改定により、大きな効果があったと考えております。</p> <p>今後の税率改定につきましては、答申の趣旨を生かしながら、国保広域化による制度の中で、市民の税負担の公平性を考慮しながら、対応を図って行きたいと考えております。</p> <p>次に、ご協議いただきたい内容をご説明いたします。</p> <p>裏面の四角で囲った箇所になります。</p> <p>国保広域化に伴う標準保険税率に基づく税率改定について、ですが、県が示す標準保険税率に市の保険税率を合わせるのに要する期間としまして、平成30年度から6年間（平成35年度まで）の激変緩和措置が設けられております。</p> <p>また、この6年間に税率改定以外の要因（収納率向上、医療費適正化、保険者努力支援制度交付金）を含めて、赤字の解消・削減を図る必要があります。</p> <p>このことから、市の保険税率を標準保険税率に合わせ、また、赤字の解消を図って行くため、平成31年度から平成35年度までの5年間に於ける国保税率改定の実施時期等について、ご協議いただきたいと考えております。</p> <p>具体的には、1点目として、答申に基づく税率改定につきましては、第2回目の平成30年度の改定により、大きな効果を得ていることから、今後は県が示す標準保険税率に合わせるための税率改定を行っていくことに、舵を取ってよろしいか。2点目として、平成31年度以降の税率改定の実施時期をどのようにするのか、の2点についてご協議いただきたいと思っております。</p> <p>本日は、1点目の税率改定の考え方について、答申に基づく改定から、標準保険税率に合わせて改定していくことに舵取りをして良いか、ご協議いただきたいと思っております。</p> <p>2点目の改定時期につきましては、次回の協議会の際に、平成30年度の本算定による課税総額と標準保険税率による課税総額をお示しいたしますので、ご協議いただきたいと思っております。</p> <p>資料1の裏面の下段をご覧ください。</p> <p>本日ご協議いただきたい舵取りの補足説明としまして、簡潔に申し上げますと、平成29年9月に策定されました「埼玉県国民健康保険運営方針」において、次の点について明記されています。</p> <p>1点目は、税負担の公平性を図っていくこと、2点目は、標準的な保険税算定方式として2方式を標準とすること、3点目は、賦課限度額は法定額のとおり設定することを目指すこと、以上のことから答申の考えに沿った国保税率の改定が実施できるものと考えます。</p> <p>以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>只今、事務局より説明がありました平成31年度以降の国保税率の改定についてですが、当協議会において、平成26年9月に答申した法定外繰入金10億円の減額については、平成30年度の財政推計において、これに近い額の減額が見込まれていること、また、この4月からの国保広域化に伴い、今後は、市の税率を県が示す標準保険税率に合わせていくための税率改定が必要となっていることの説明でした。</p>
------------	--

澤田委員	<p>本日は、答申による税率改定から、標準保険税率へ合わせていくための税率改定へと“舵取り”をするか否かについて、ご協議いただきたいと思ひます。</p> <p>ご質疑等ございますか。</p>
花島委員	<p>事務局の説明のとおり、答申に基づく税率改定を2回行い、だひぶ財政状態も緩和されてきています。国保広域化となりましたし、今後は、県が示す標準保険税率に合わせるかたちで進めるのが良いと思ひます。</p>
齋藤大委員	<p>法定外繰入金が4億円ほど不足していますが、今後は、県から示される標準保険税率をみてから、もう一度考え直すほうが良いと思ひます。</p>
星野委員長	<p>状況等を見極めてから、税率改定を行うほうが良いと思ひます。</p> <p>他に何か意見ございますか。</p>
会 長	<p>(質疑なし)</p>
会 長	<p>それでは、入間市国民健康保険税の税率改定について、本日の決定事項として、平成31年度以降の税率改定については、答申に基づく改定から、標準保険税率に合わせていくための改定に“舵取りをする。”ということで、ご了承いただひてよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>(意義なし)</p> <p>それでは、議題1のうち、税率改定の考え方を答申から標準保険税に舵取りをすることについては、議案のとおり了承いたします。</p>
事 務 局	<p>平成31年度以降の税率改定の実施時期等については、次回、事務局が用意する資料を基に、協議してまいりますので、よろしくお願ひします。</p>
事 務 局	<p>以上で、本日の議事を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>これにて議長の任を解かせていただきます。事務局に進行をお願ひします。</p>
事 務 局	<p>それでは報告事項につきまして、事務局より報告等させていただきます。</p> <p>入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について説明いたします。</p>
事 務 局	<p>資料2をご覧ください。</p> <p>地方税法施行令の一部改正等に伴ひ、緊急に入間市国民健康保険税条例を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月31日付けで専決処分をし、平成30年4月1日から施行したものです。</p>
事 務 局	<p>この専決処分につきましては、平成30年第2回入間市議会定例会において報告し承認を頂く予定です。</p>
事 務 局	<p>改正内容につきましては、1点目に、国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法の改正としまして、減額の対象となります世帯の軽減判定所得において、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得の算定について、表のとおり、5割軽減は、被保険者1人当たり27万円に5千円増額し、27万5千円とし、2割軽減は、被保険者1人当たり49万円に1万円増額し、50万円へ引き上げました。これにより、減額措置の範囲が拡大されました。なお、7割軽減につきましては、変更はありません。</p>
事 務 局	<p>参考に、平成30年3月12日時点で試算しました比較表をご覧ください。</p>

<p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>さい。</p> <p>5割軽減は、改正前に比べて、世帯数で76世帯、被保険者数で144人、軽減額では、186万6,500円の軽減の拡大となっております。2割軽減は、改正前に比べて、世帯数で49世帯、被保険者数で110人、軽減額では、59万3,700円の軽減の拡大となっております。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>2点目に、特例対象被保険者等に係る申告の際の確認方法の改正としまして、平成29年11月より本格実施となりましたマイナンバー制度による情報連携により離職理由等が確認できる場合は、申告に必要な「雇用保険受給資格者証」の提示を不要とするものです。</p> <p>この特例対象被保険者等とは、会社都合等により離職し国民健康保険に加入した方です。この場合、所得割額の算定において前年の給与所得を100分の30に軽減して国保税を算定します。軽減期間は、離職日の属する月から翌年度末までとなります。</p> <p>なお、条例改正の条文については、3ページの新旧対照表をご覧くださいまして、右側が改正前、左側が改正後となっております、下線を引いた箇所が改正箇所となります。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>報告事項につきましては、以上になりますが、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>事務局 事務連絡を申し上げます。</p> <p>今後の会議予定になります。第2回協議会を7月24日(火)午後2時から予定しておりますので、ご出席くださるようお願いいたします。</p> <p>それでは、閉会のあいさつを晝間会長代理、お願いいたします。</p> <p>(晝間会長代理あいさつ)</p> <p>事務局 ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>
-----------------------	--